

家族および共同体から見た

肥前栄一

ヨーロッパ農民社会の特質

——社会経済史的接近——

キーワード…フーフエ制度 奉公人 農村下層民 土地割り替え慣行 大塚史学

一 家族形態から見たヨーロッパの農民社会の地帯区分

ヨーロッパとはさしあたり地理的な概念である。ヨーロッパは、西は大西洋から東はウラル山脈にいたる地理的な拡がりを示している。けれども、政治・経済・社会・文化・宗教などの構造に着目するならば、ヨーロッパは決して単一の地帯なのではなく、極めて異なった構造を持つ諸地域からなる、重層的な組立を持った、多様な地帯なのである。したがって、「ヨーロッパとは何か」という問いに対しても、どの側面に着目するかに応じて、いろいろと異なった回答をする必要がある。

農民社会についても同様のことがいえる。イギリスの歴史人類学者アラン・マクファアレンは、ヨーロッパを、イギリスと大陸部ヨーロッパとに二大区分し、イギリスが十三世紀以来、市場志向的で個人主義的な社会であったのに対して、大陸部ヨーロッパは多かれ少なかれ共同体的な「小農社会」(ベザント・ソサエティ)であったと主張している(マクファアレン 一九九〇)。この主張は、近代社会成立過程におけるイギリスの先進性を指摘したものとして注目に値するが、反

面、大陸部ヨーロッパを「小農社会」として一括してしまっているのは単純過ぎると思う。

私は大陸部ヨーロッパの農民社会を（ここではスカンディナヴィア諸国と南欧とを除く）、大まかに次の三つの類型に分かつことができる考える。

- (一) フランスを中心とする西欧型農民社会。
- (二) ドイツ、オーストリアを中心とする中欧型農民社会。
- (三) ロシアを中心とするロシア＝東欧・ユーラシア型農民社会。

その際、家族＝共同体の史的構造から見て最も重要な境界線はミヒヤエル・ミツテラウアーによれば、西方教会と東方教会との境界線とほぼ一致しており、中欧とロシア＝東欧との間に横たわっていた（付図を参照）。その境界線は、アメリカの歴史人口学者ジョン・ヘイナルの重要な先駆的指摘によれば、「ヨーロッパ的結婚パターン」の東限であり、ロシアのサントク・ペテルブルクと北イタリアのトリエステとの間を走っている。それはまた、ヴェルナー・コンツェの指摘するフーフエ制度の東限（ポーランドと白ロシアとの境界線）とも一致するものである（Hajnal 1965： 齊藤 一九八五・佐藤 一九八九）。結論を先走つていえば、この境界線の右側に位置する「ロシア＝東欧型農民社会」はもはやヨーロッパに属してはおらず、むしろはるかにアジアの農民社会に通じていると思われる。この境界線の左側に展開するイギリスおよび西欧と中欧のみが、農民社会から見たヨーロッパである。

フランスの歴史人口学者エマニュエル・トッドは、家族制度と農地制度とをヨーロッパ社会の「人類学的基底」（つまり、長期的に持続し、簡単には変化しない制度的要因）であるとし、家族制度を興味深い仕方で分類している（トッド 一九九二）。まずこれを手掛かりに農民社会の類型化のメルクマールを考えてみたい。

トッドは、ヨーロッパの家族制度を、親子関係および兄弟関係という二つの基準を設けて類型化している。すなわち、（一）親子関係が権威主義的か自由主義的か、つまり、子供が成人して結婚しても家にとどまり、同居して父親の権威に服するか、それとも別居して新世帯を形成するか、（二）兄弟関係が平等主義的か否か、つまり、兄弟間で遺産相続の平等

図 ヨーロッパ社会の構造を歴史的に規定する三本の境界線



Michael Mitterauer, Zu mittelalterlichen Grundlagen europäischer Sozialformen, in : Beiträge zur Historischen Sozialkunde 1/1997, S. 41.

が認められるか否か（均分相続か一子相続か）、という二つの基準を組み合わせて、以下の四つの類型に分類している。

①絶対核家族。親子間の自由主義（子供は結婚と同時に親と別居し、独立の新世帯を形成する）。兄弟間の非平等（一子相続制。非相続人である息子や娘は奉公人となる）。イギリスに典型的に分布。

②平等主義核家族。親子間の自由主義（親子の別居。兄弟間の平等（均分相続制）。フランスに典型的に分布。

③直系家族。親子間の権威主義（相続人である息子は、結婚と共に相続を受け、新世帯を形成するが、隠居する両親と共に暮らす）。兄弟間の非平等（一子相続制。非相続人である息子や娘は奉公人となる）。ドイツやオーストリアに典型的に分布。

④共同体家族。親子間の権威主義（①②③のように結婚と相続とが結びついておらず、息子たちは結婚後も引き続き両親のもとに暮らして、複数の夫婦の共住するいわゆる多核家族を形成する）。兄弟間の平等（相続慣行はなく、耕地は共同体からその都度、すべての兄弟に分与される）。ロシアおよび非ヨーロッパ世界に典型的に分布。

トッドが挙げているもう一つの要因としての農地制度については、私はトッドから離れて、後述のとおり、中世ヨーロッパの荘園制度の土台を形作つたいわゆるフーフエ制度というものを重視したいと考える。

二 共同体から見たドイツとロシア——「大塚史学」における共同体論の意義と問題点——

1 共同体の研究史

大塚久雄『共同体の基礎理論』は、封建制から資本主義への移行を中心としていた「大塚史学」の歴史認識の範囲を、一挙に世界的な規模に拡大した、画期的な名著であった（大塚 一九六九）。しかしその共同体把握には、研究史的に規定された古典学説のないわば「静態的」性格が認められるように思われる。『基礎理論』では、共同体の「アジア的形態」として、複数の同族団によって定住され、土地の定期的割替え慣行を示唆する例のマダガスカル島のタナラ族の村落形態

図が、また「ゲルマン的形態」として、ヴェーバー『経済史』から採った、耕区(ゲヴァン)制村落の図が、挙げられている。しかしながら、その後の研究史の示すところによれば、土地の定期的割替え村落やゲヴァン村落は、それぞれの形態のいわば極限事例(グレンツファル)であって、必ずしも普遍的に存在するものではない。ここでその研究史を手短かに振り返っておきたい。

共同体研究におけるいわば古典学説ともいうべきものは、十八世紀末のユストゥス・メーザーに始まり、十九世紀のハッセン、ハクストハウゼン、マウラーなどを経て、アウグスト・マイツェンによって大成された、いわゆるゲルマニストの見解である。彼らは土地制度とりわけ農民の共同体は、民族精神を表現する歴史貫通的な「定数」であると考えた。「村落は歴史を持たない」というのは彼らのロマン主義を表現する特徴的な基本テーゼである(Nitz 1974)。彼らは中世ドイツの耕区(ゲヴァン)を持つ集村を太古から存在するゲルマン民族の歴史貫通的な制度であると主張した。とりわけ特徴的であったのは、十九世紀中葉にロシアのミール共同体を調査したハクストハウゼンが、こうしたゲルマニスト的発想から、ミールを太古から存在するロシア人の民族的制度であるとして、いわゆる「連続性説」を打ち出し、ゲルツェンやチエルヌイシエフスキーらのロシア社会主義に論拠を提供したことであった(鈴木 一九九〇・肥前 一九八六a)。こうしてゲルマニストの「連続性説」は一時期、共同体論において、ドイツとロシアとの双方を支配したのである。

この説に対しては、一方ではドイツについて、古代ローマからの影響の意義を強調するドプシュラのロマニストの批判があり、他方ロシアではミール成立の近世的起源を説き、かつ国家の徴税政策の意義を重視するチチェーリンらの「国家学説」の批判があつたが(ミールをライトウルギー的な強制団体として特徴づけた点に国家学説の貢献がみとめられる。ちなみに、インド史研究者の小谷氏の大家共同体論批判は、「国家学説」によつていふように思われる)、とりわけドイツの場合、研究史上それよりもはるかに重要であつたのは、そうした「古典学説」ないしロマニストや「国家学説」をいわば両面批判して登場した研究の第三の流れであつた。それはドイツではミュラー・ヴィレに代表される歴史地理学の北西ドイツに関する「発生的な」定住史研究であり(Müller-Wille 1944)、ロシアではゲールケによつて「経済学説」と名づけられた、

カウフマン、カチヨロフスキーら、ネオ・ナロードニキのシベリア定住史研究であった (Goehrike 1964)。これらの定住史研究は一方では共同体の太古性に関する「古典学説」を批判して、「発生史的」方法を主張すると共に、他方ではグレントヘルや国家という政策的契機をあくまで媒介的なものとして、民衆自体の中に土地制度成立の根拠を求めようとする。すなわち、第一に考察の重点を村落レヴェルから世帯(ハウスホールド)レヴェルに移し、第二に人口増加という新たなファクターを導入して、世帯の特徴的な構造が、人口増加の下でいかにして村落の特徴的な構造を生み出すかを「発生史的に」説明しようとしたのである。その結果として、ドイツにおいてはゲヴァン村落に代わって「フーフエ」が、またロシアについては土地の定期的割替え村落であるミールに代わって「ドヴォール」が、基礎範疇として浮かび上がってきた(肥前 一九八六b)。それでは次にこの点を敷衍してみよう。

2 フーフエ制度——北西ドイツの農民と奉公人——

先述のとおり、共同体研究における古典学説は、中世ドイツの耕区(ゲヴァン)を持つ集村を、ゲルマン民族の民族精神を表現する太古からの歴史貫通的な制度であると主張した。ところで北西ドイツ特にミュンスタラントに代表されるようなヴェストファーレン北部地方には、そうした耕区制集村が存在せず、エツシュと呼ばれる特有の耕地制度を持つルースな定住(ドルツベル)ないし散居制定住(カンフ)が行われていた。そこでマイツェンはこれをケルト的定住の伝統を示すものと解釈したのである。ミュラー・ヴィレたちはいざいざ、このようなマイツェンの「ケルト説」を根底的に批判しつつ、新たな知見に到達したのである。彼らはマイツェンの「静態的」形態論的「方法を批判し、それに替えて「発生史的」方法を提唱し、大きな成果を収めた (Zitz 1974)。その要点は次のとおりである(肥前 一九九二a)。

中世ドイツの土地制度は、フーフエ制度によって特徴づけられていた。つまり、基本的に三世代共住の直系家族からなる各農家は、村落の中にヘレディウム(宅地Ⅱ庭畑地)所有権、三〇モルゲンを基本単位とするフーフエ耕地所有権、共有地(特に森林)の用益権、という三層からなる一体化された権利を有し、これが農家経済の再生産を支える基盤となっ

ていた。

フーフエとは語義的には「必要」(Bedarf)を意味するという。確かにフランク王国のカロリング王朝期に「標準」(ノルマル)フーフエ」の觀念が成立した際には三〇モルゲンの耕地が農民家族に確かな生活の基盤を与えると共に、領主のために若干の余剰をも生むに足る面積であると考えられていた。

しかしその後、領主の穀物地代への要求が高まり、また農民に三〇モルゲン以上の耕地の耕作能力のあることが分かるにつれて、十二世紀以降二、三、四フーフエの土地を領主が農民に貸与することが一般的となつていつたのである。領主並びに村落共同体は農民にフーフエ管理者||経営者としての有能さを厳しく求めた。ヴィティツヒはフーフエ制度にともなういわば封建的な物化現象について、述べている。「農民家族が生活しようと欲したから農民地が存在したのではなく、農民地が存在したがゆえに農民家族が生活したのである」と(肥前 一九九二c)。フーフエはまた觀念化されて、共同体株(ゲマインデ・アクチェ)として觀念された。フーフエの所有者のみが共同体のメンバーたり得るといふのである。したがつてまた村落共同体||地縁的共同体はハクストハウゼンのいうとおりコルポラツイオンであつた。いわばフーフエ所有農民からなる株式会社である。したがつてまたフーフエを所有しない者は共同体のメンバーではあり得ず、奉公人(ゲジンデ)となるしかなかつた。一子相続制が確立するにつれて、フーフエの非相続権者である次三男が奉公人となつた。こうして農民と奉公人とはフーフエ制の盾の両面であり、奉公人はミッテラウアーが主張するとおり、農民とならぶ極めて重要な始原的な農村住民なのである(ミッテラウアー 一九九四・若尾 一九八六)。ちなみにかつて高橋幸八郎が、封建社会分析の範疇展開として、マルクスの『資本論』における商品―貨幣―資本という展開およびマルク・プロックのmanse—communaute rurale—classes という展開からヒントを得つつ、フーフエゲマインデーグルントヘルシャフトという魅力的な方法的な提案をしているが(高橋 一九五〇)、その際に「奉公人」の問題を全く意識していないのが特徴的である。ところで中世ヨーロッパでは世帯の独立が結婚の条件であつたから、奉公人にとつては結婚が困難であり、農民もまた晩婚化する傾向があつた。十八世紀の北西ドイツでは、初婚年齢は男子二六歳以上、女子二三歳以上となつてい

る。すでに述べたとおり、これがジョン・ヘイナルのいう「ヨーロッパ的結婚パターン」であって、レニングラード（サント・ペテルブルク）とトリエステとを結ぶ線の左側のヨーロッパに普及していた。それは奉公人制度と緊密に結びついている。

ところで北西ドイツではフーフエ農民は、フランク王国によって征服される九世紀以前の旧ザクセン時代から定住を開始していた最古の村落定住者（いわゆる旧農民アルトパウエルン）であり、マイアーもしくはエルベと呼ばれる。まず耕地形態についてみると、彼らの耕地は「エッシュ」と呼ばれ優良地であるが、後の中部ドイツや南ドイツに支配的であったような「耕区制」は存在せず、長地条型（ラングシュトライフェン・フルーア）をなし、一圃制によるライ麦栽培が行われていた。また次に定住形態についてみると、集村は存在せず、数戸からなるドルツベルと呼ばれるルースな定住形態が取られていた。ミュラー・ヴィレは、こうした「エッシュ」耕地はドルツベル的定住は、かつてドイツのいたるところに普遍的に存在した「原初村落」であって、中・南部ドイツでは、その後人口増加と共にゲヴァンの集村へと移行したのだが、北西ドイツでは「原初村落」の伝統が維持されているという。しかし中世中期にはフーフエの分裂も起こった。しかしもっと重要なのは奉公人層に発する（「原初村落」に着目する日本のドイツ中世史家によっても指摘されることが少なかった）以下の動向である。

3 ドイツの農村下層民の諸カテゴリー——奉公人からの上昇——

奉公人は世帯の独立を求めて、あるいは東部植民に参加し、あるいは成立過程にある中世都市へと流出するが、その主要な部分は村落に残って開墾に従事する。そして上昇して非フーフエ地を経営して共同体の不完全構成員である様々の農村下層民になるのである。その主要なカテゴリーは以下のとおりである（肥前 一九九二a）。

(1) 世襲ケッター（エルプ・ケッター）。ドルツベルの中に住居を持ち、非フーフエ地を経営する。農民が十三世紀初頭に定住を終えるのに対して、その後十世紀から十五世紀前半まで（「世襲ケッターの時代」）に定住する下層民である。

その住居は屋敷（ホーフ）ではなく小屋（コッテン）と呼ばれる。ケッターとは小屋住みという意味である。しかし、下層民ではあれ、彼らは農村の中で農民に次ぐ高い地位を占めている。

(2) 共有地ケッター（マルク・ケッター）。十五世紀後半以降の約二〇〇年間（共有地ケッターの時代）に定住した階層である。共有地に入植して共有地小屋（マルク・コッテン）に住み、六—一〇モルゲンの小土地（カンプ）を経営する。その小屋がもはや村落内になく共有地すなわち森林内部にあることがその特徴である。すなわち、ミンスターラントを特徴づけるあの散居制的定住形態をとる。農業よりも牧畜に経営上の比重がかかっている。それは農村過剰人口の最初の現れであり、彼らの定住と共に森林破壊（中世の環境破壊）が始まったのである。

(3) プリンクジツツアー。極小の共有地ケッターともいべき層で、十六世紀末—十八世紀（プリנקジツツアーの時代）に定住する。彼らは村落近辺や共有地にある荒蕪地（プリנק）に、二モルゲン以下の零細地を開墾して入植したので、このように呼ばれたのである。

(4) ホイアーリング。十六世紀に発生し十九世紀前半にいたるまで増加し続けた階層である。世襲ケッター、共有地ケッター、プリנקジツツアーが、いずれも本来の旧農民でないといえ、村落内部あるいは共有地に自分の小屋を持ち、また非フーフエ地であるとはいえ耕地を、また共有地用益権を持つ独立の定住者であったのに対し、ホイアーリングは非定住の村落居住者である。彼らはもはや共同体の不完全な構成員でさえなく、通常農民の屋敷地内にその小屋と付属地とを賃借りしており、そこに家族と共に居住していた。彼らは小規模な農業のほか、出稼ぎやいわゆる「プロト工業」と呼ばれる農村工業（特に麻織物工業）に従事していた（馬場 一九九三・平井 一九九四）。彼らは共同体成員ではなく、主家である個々の農民の家長的な庇護下に立ち、自分の姓を持たず、農民の姓を借用した名子であった。従って当然その社会的地位は極めて低かった（藤田 一九八四）。しかし彼らも奉公人から上昇した階層であり、奉公人とは異なり、農民家族の一員ではもはやなく、独立の世帯ならびに経営を形成していたのであった。

一方ホイアーリングの成立する十六世紀以降、それまで生涯独身で、やや奴隷的でさえあった奉公人層は、結婚前の一

年齢階梯としての、いわゆるライフ・サイクル・サーヴァント（ピーター・ラズレット）として再編成されて、ヘイナルのいう「ヨーロッパ的結婚パターン」の構成要素となるのである。

こうして北西ドイツ農村では九世紀から十八世紀末にいたるまで、長期にわたる階層分化が進んだのである。十八世紀末はこうした発展のいわば完了期であつて、農村住民の諸階層が出揃う時期である。従つてこれを、「発生的」ではなく「適及的」に、レーニンの市場形成論の観点から、市場関係を介したフラットな農民層の両極分解の所産として捉え、その上で下層民を（ユンカー的土地所有に制約された特殊ドイツ的な）「中間層農民」（松田 一九六八）と捉えることには無理があると思う。それはユンカー的土地所有の支配しない西エルベにむしろ典型的に展開した、あくまで封建的ないわばフーフエ制に立脚する階層形成過程であり、下層民は農民の下降部分（「下方的分解」の所産）というよりはむしろ奉公人の上昇部分であつたからである。北西ドイツの農村定住史は、東部植民以降の東エルベの定住史（馬場 一九九三・飯田 一九九三）に較べてはるかに長期にわたつており、また中・南部ドイツに較べて農村社会の構造変化が少なく原初村落的な伝統を維持していたので、農村社会の階層形成のドイツ的特質を、いわばスローモーション・フィルムを見るように最も鮮明に示しているように思われる。

ともあれ農民はこうした発展の中で、次第に農村社会の最上層に押し上げられた。彼らは「農民貴族」ともいうべき村内の特権階層を形作つた。彼らは生産力的に優れており、かつそのフーフエ制的な社会規範は下層民にも大きな力を持っていたから、その権威は揺らぐことがなかつた。そうした規範意識は、制度自体が除去された十九世紀にもなお生きのびた。十九世紀前半の農村過剰人口の下で、「プロト工業」の危機がもたらした「パウペリスムス」は世紀中葉以降の大工業化によつて克服され、ホイアーリングその他の農村下層民は大量に都市や海外へ流出してしまひ（山井 一九九三・柴田 一九九三）、十九世紀末にはむしろ労働力不足さえ叫ばれるようになる。したがつて、ドイツ農村には同時代のロシアに見られたような、土地を要求する農民運動が大規模に発生する余地はあり得なかつた。逆にドイツの農民は、二十世紀に入り、一九一八年ドイツ革命と二九年恐慌下の農村労働者の動向への反動としてナチスの全体主義を支持した。そして

これがヴェーラーやコッカのいう「ドイツの特殊な道」(ヴェーラー 一九八三…コッカ 一九九四)の農村的基盤だった。

三 ロシアの土地制度——ミールにおける土地割替え慣行

次にロシアについて、ドイツにおけるフーフエーゲマインデーグルントヘルシャフトに対応するドヴォール—ミール—ツァーリズムという範疇展開(肥前 一九八六a)について説明しよう。

ロシア農村にはドイツ中世村落を特徴づけた農民のフーフエ制度およびそれと対をなす農業奉公人制度が存在しなかった。ドイツのフーフエに対応するロシアの端緒範疇は「ドヴォール」であると思われる。それは既婚の兄弟の共住する傍系家族(トッドのいう「共同体家族」)によって土地共有が行われている農民世帯である。すなわち、ドイツのように結婚と世帯の独立とが結びついておらず、新夫婦は結婚後も両親の下にとどまって兄弟と共住したのである。またロシアには北西ドイツのような一子相続制はなく「均分相続制」が行われていた。しかしそれはフーフエのような明確な所有規範によって裏づけられた私有財産を対象としてはないので、相続というべきではなく、むしろルロア・ポリューのいう通り「アソシエーションの解散もしくは清算」であった(肥前 一九九二b)。ドイツと異なりすべての兄弟が土地に対する平等のアクセスを持っていたから、ドイツのような農民と奉公人とへの兄弟の分裂はなかった。外部の労働力が必要な場合には、奉公人としてではなく擬制的血縁者である「養子」(プリマーク)としてドヴォールの中に採用された(肥前 一九九四)。このようなドヴォールが、ドイツ的な土地制度の影響が及んだ西部ロシアを除き、ロシアには広大な北部やシベリアを含めて広く普及していたと思われる。

こうしたドヴォールを基盤として、中部ロシアでは、人口が増加する中で、十八世紀前半以来、ツァーリズムの徴税政策によって促進されつつ、土地の定期的割替え制によって特徴づけられるミール共同体が発生する(鈴木 一九九〇)。それはドヴォール原理を村落レヴェルにまで拡大したもの(＝血縁共同体)であって、定住史上の新参者である「貧農」は、

その都度土地の割替えを要求して旧農民に一体化していき、ドイツのように農村下層民の、定住の時期を異にする諸階層を形作ることはなかった。北西ドイツ農村社会のあのヒエラルヒシユな構造と較べれば、ロシアの農村社会ははるかにフラットであった。ミール共同体はドヴォールに所属するすべてのメンバーに生計の基盤をなす土地を貸与した。それは本質的にある社会政策的機能を尽くした。ハクストハウゼンはドイツの村落共同体はコルポラツィオンであり、ロシアのミール共同体はアソツィアツィオンであると呼んだ。ナロードニキは、こうしたハクストハウゼンの把握に影響されつつ、太古から存在しロシア人の民族性を表現するアソツィアツィオンとしてのミールに立脚したロシア社会主義の建設を夢想したのである。

しかしミール共同体は、その経済的な機能において、例えばルーマニア生まれの経済生物学者ジョージエスク＝レーゲンも指摘したような大きな問題を抱えていた（肥前 一九八九）。つまり、それ自体が人口増加の産物であったミール共同体は、いったん成立すると、農村過剰人口を促進する機能を尽くしたのである。

すなわち、ミール共同体の土地割替えは、一方では若者の結婚を促進した。第一に、すべての若者は結婚して世帯の正規のメンバーになることよつて始めて一人前と見なされ、家族会議や共同体の寄合で発言権を得た。第二に、結婚して世帯を得ることよつて共同体から土地が配分され、納税義務を果たし、また夫婦が分業することよつて始めて農家経済は円滑に維持された。第三に、子供は労働力としてまた老後の扶養者として重視された反面、育児には金はかからなかつた。こうして十九世紀後半にもなお早婚が一般的で、初婚年齢は男子で一八一二〇歳、女子で一六一一八歳であるといわれ、高い死亡率を伴う子沢山が実現された。そして七〇年代以降における医療の改善に伴つて幼児死亡率が低下すると、十九世紀末には、ドイツで既に農業人口が絶対的に減少しつつあつた時に、ロシアでは農業人口の高度成長が起こつたのである。農民一人当たりの分与地面積は十九世紀後半以降急激に縮小している。

他方でミール共同体の定期的土地割替え慣行は、農民と特定の土地との永続的な結びつきを妨げることよつて、農業生産性の向上を阻害した。つまり勤勉な農民がたとえその分与地を苦心して改良しても、次ぎの割替えに際して取り上げ

られ、怠け者の隣人の放置した劣等地を押しつけられる可能性があり、逆に普段怠けていても、共同体会議でうまく立ち回れば、勤勉な隣人の改良した優良地を割り当ててもらえる可能性がある。このようにミール共同体は怠け者が得をするシステムであるといわれ、農村住民の労働規律の向上を構造的に阻害したのである。

一方における農村人口の急増と他方における農業生産性の相対的停滞があいまって、十九世紀の八〇年代以降、土地不足という形をとって農村過剰人口問題が浮上した。しかもこうした農村過剰人口は、ドイツの場合のように都市へ流出する傾向を示さなかった。

第一に、ロシアの工業は都市工業ではなく農村工業として展開したものであって、過剰人口を外から吸収する能力に乏しかった。また各種の出稼ぎは農家や共同体の構成に流動性を与えはしたが、出稼ぎ農民は旅券制度を通じて共同体に結びつけられており、その流動性はいわば還流型の流動性であって、十九世紀後半のドイツに見られた恒久離村型の流動性とは質を異にした。むしろ、ロシアでは農村過剰人口はいたるところで「不規則で非合理的な出稼ぎ」（いわば「盲流」）を引き起こし、労働力配置の調整が大きな国民経済的課題となる。

第二に、すべての農民男性が結婚し、土地配分を受け、正規の共同体構成員として村内にとどまることができた限りにおいて、村内の日常生活の中で疎外されていたドイツの奉公人や下層民をつき動かしたあの「自由への衝動」は生じ難かったと思われる。見方を変えていうと、ロシアの共同体は安定した経営主体である生産力的な、富を創出・維持するための自己陶冶能力を持たなかった。逆にむしろ全般的貧困化への基本的傾向が顕著であった。ロシアの貧農は、世帯に属しているがゆえに土地を持つべき者として、社会的不正を怒りつつ村内に滞留していたのである。

ナロードニキ主義と結びついて十九世紀末以降高揚するロシアの農民運動の背景には、おおよそこのような事情が伏在したと思われる（保田 一九七二）。それは共同体を上から破壊して、政治的には保守的で経済的には生産力的なプロシヤ流の富農を創り出そうとした二十世紀初頭のストルイピンの改革を粉碎し、次いでポリシエヴィキーのロシア革命の地主制廃絶をも支えるが、地主制の廃止によっては農民の土地不足は解消せず、ついにスターリンによる農業集団化による共

同体の破壊（奥田 一九九〇）を迎えるのである。それは富農の創出をめざしたストルイピンの改革とは逆に貧農のルサンチマンに支えられた富農「クラーク」の追放を内容とするものであった。こうして一八八〇年代から一九二〇年代にいたるロシアは、農村過剰人口問題が顕在化した危機の時期として特徴づけられ、ロシア革命はまさしくその中心に位置していたのである。

ちなみに、ロシアの農民層はドイツの農村住民に較べてはるかにフラットな性格を帯びており、レーニンの農民層の両極分解論はこうした農民層を背景に持っていたのであるが、カチョロフスキーやカウフマンの継承者であるチャヤノフ（小島 一九八七）はレーニンがロシアにおける市場関係の成熟度を過大評価していると批判して、「人口論的分化論」を主張した。ドヴォールのライフ・サイクルによって農民層の分化が規定されているという興味深い指摘である。それはロシア革命の推進力をなす農民層についての普通の理解に反省を迫っている。ロシア革命は、資本主義から社会主義への移行の政治的画期などではなく、レーニン主義をイデオロギーとし、ミール共同体の構造に根を持つ革命的農民層のエネルギーに依拠した、開発独裁の成立の画期であると考えられるのである。ロシア革命はそうしたものとして、中国に波及し、さらに第三世界に大きな共鳴盤を見出した。ロシアの農村自体が第三世界に通ずる構造を持っていたのである。ともあれ、「大塚史学」のよって立つ比較史的方法を堅持しつつ、その上で、その共同体論の静態的性格およびそれと裏腹をなす「封建制から資本主義への移行」のダイナミズムの一面的強調およびレーニンの農民層の「両極分解」論について批判的に再検討することが、課題であると思われる。

参考文献

馬場哲 一九九三 『ドイツ農村工業史』東京大学出版会

藤田幸一郎 一九八四 『近代ドイツ農村社会経済史』未来社

Carsten Goehrke, 1964, *Die Theorien über Entstehung und Entwicklung des "Mir"*

John Hajnal, 1965, *European Marriage Patterns in Perspective*, in: D. V. Glass and D. E. C. Eversley (eds.), *Population in*

History

平井 進 一九九四 「一九世紀前半北西ドイツの農民・ホイアーリング関係」『社会経済史学』六〇の四
肥前栄一 一九八六 a 『ドイツとロシア』未来社

一九八六 b 「フリーフェとドヴォール」『未来』二四二

一九八九 「チャティフ・ナートスパーのタイ村落共同体論について」『経済学論集』五四の四

一九九二 a 「北西ドイツ農村定住史の特質」『経済学論集』五七の四

一九九二 b 「帝政ロシアの農民世帯の一側面」『広島大学経済論叢』一五の三・四

一九九二 c 「比較経済史の新領域を求めて」『ある軌跡』未来社

一九九四 「家族史から見たロシアとヨーロッパ」『ユーラシア研究』三

飯田 恭 一九九三 「グーツヘルシャフト下の農民家族」『社会経済史学』五九の四

ユルゲン・コッカ 一九九四 『歴史と啓蒙』肥前栄一・杉原達訳、未来社

小島修一 一九八七 『ロシア農業思想史の研究』ミネルヴァ書房

アラン・マクファアレン 一九九〇 『イギリス個人主義の起源』酒田利夫訳、リブポート

松田智雄 一九六八 『新編「近代」の史的構造論』ペリかん社

ミヒヤエル・ミツテラウアー 一九九四 『歴史人類学の家族研究』若尾・服部・森・肥前・森訳、新曜社

Wilhelm Müller-Wille, 1974, *Langstreifenflur und Drubbel* (1944), in: Hans-Jürgen Nitz (Hrsg.), *Historisch-genetische*

Siedlungsforschung

大塚久雄 一九六九 『大塚久雄著作集第七巻』岩波書店

奥田 央 一九九〇 『コルホーズの成立過程』岩波書店

ヴェルナー・レーゼナー 一九九五 『農民のヨーロッパ』藤田幸一郎訳、平凡社

齊藤 修 一九八五 『プロト工業化の時代』日本評論社

- 佐藤芳行 一九八九 「リトワニアと白ロシアにおける世帯と農業構造」九州産業大学『商経論叢』二九の三
柴田英樹 一九九二 「一九世紀前半のヴェルテンベルクにおける大衆窮乏化と海外移民」東京大学『経済学研究』三五
鈴木健夫 一九九〇 『帝政ロシアの共同体と農民』早稲田大学出版部
高橋幸八郎 一九五〇 『市民革命の構造』御茶の水書房
エマニユエル・トッド 一九九二 『新ヨーロッパ大全Ⅰ』石崎晴己訳、藤原書店
若尾祐司 一九八六 『ドイツ奉公人の社会史』ミネルヴァ書房
ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー 一九八三 『ドイツ帝国一八七一一一九一八年』大野英二・肥前栄一訳、未来社
山井敏章 一九九三 『ドイツ初期労働者運動研究』未来社
保田孝一 一九七一 『ロシア革命とミール共同体』御茶の水書房

(帝京大学 西洋経済史)

編集委員会付記 本稿は、二〇〇〇年六月一〇日、本学会第三七回研究大会(於・新潟大学)で行われた特別講演の内容を、肥前先生御自身の御原稿としてお寄せ頂いたものです。御寄稿頂いた肥前先生に厚く御礼申し上げます。